

南佐久圏域河川整備計画 概要版

「河川整備計画」は、平成9年の河川法改正により創設された制度で、計画期間内に実施を予定している河川整備の内容等を広く地域の皆様に知っていただくためのものです。

「南佐久圏域河川整備計画」には、「河川整備の実施に関する事項」として、今後、県として進めたいと考えている河川整備の予定を記載してあるほか、河川の維持管理に関する考え方、河川情報の提供や地域の皆様・関係機関との連携に関する考え方など広範囲な内容を記載しています。

河川の整備予定箇所等の詳細な部分については、本編をご覧ください。この概要版では、今回の河川整備計画の考え方を中心に骨子を御紹介いたします。

南佐久圏域河川整備計画の概要

第1章 対象圏域と河川の現状

◆対象圏域の概要

長野県においては、信濃川水系の流域が県土のほぼ北半分を占めており、河川整備計画の策定に際しては、地形・地域の特性からこの流域を7圏域(北信圏域・長野圏域・上小圏域・北佐久圏域・南佐久圏域・松本圏域・高瀬川圏域)に分割するものとする。このうち、当南佐久圏域は、千曲川本川流域の最上流部にあたる圏域で、小海町、佐久穂町(旧佐久町、旧八千穂村)、川上村、南牧村、南相木村、北相木村の2町4村で構成されている。

◆圏域内河川の現状

南佐久圏域の治水事業は昭和30年代まで災害復旧工事等により護岸工を主体とした工事が行われてきたが、昭和40年、49年の大災害を契機に抜本的な治水対策に着手した。主な事業としては千曲川右岸の抜井川における古谷ダムの建設(昭和57年完成)、余地川における余地ダムの建設(平成15年完成)があげられる。

また、平成11年、平成16年に北沢川の佐久穂町宿岩地区において浸水被害が発生したため、抜本的な治水対策が求められている。

第2章 河川整備の目標に関する事項

◆計画対象区間

本河川整備計画の対象とする河川は、信濃川水系に属する一級河川23河川、全長約209kmとする。なお、千曲川に関しては、他圏域に属する部分も含め、別途定めるものとする。

◆計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は、河川整備の実施に関する事項に記載されている河川整備が一連の効果を発現する期間として、今後20年間とする。

◆洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

南佐久圏域内の河川のうち、沿川の人口、資産の集積状況、現況の流下能力、災害の発生状況、中部横断自動車道の整備など流域内の開発予定等を踏まえ、北沢川を優先的に整備する。

◆河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

抜井川においては、渇水時に流水が不足し、河川環境の悪化等が懸念されるために、古谷ダムで流水の正常な機能の維持に必要な流量確保を行うこととし、河川の低水流況、既存水利流量の確保、景観、動植物の保護、流水の清潔な保持等を勘案し、平川原利水基準点において、かんがい期(代かき期)0.510 m³/s、かんがい期(普通期)0.497 m³/s、非かんがい期0.210 m³/sを確保するよう努める。また、余地川においても同様に、余地ダムにより、川久保基準点において、通年0.07m³/sを確保するよう努める。

第3章 河川整備の実施に関する事項

◆河川工事の目的、種類及び施行の場所

ここに記載する河川は、河川整備計画の目標を実現させるための具体的方策として計画的に河川整備を施行する河川とする。

優先的に整備を行う河川に関する内容

河川名	治水安全度目標	施行延長等	河川工事の種類
北沢川	1/30	河道改修: 1,600m	河道拡幅、河床掘削、護岸、橋梁架替等

◆河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- 圏域内の全河川について、堤防、護岸等、河川管理施設の維持や流下能力を確保するため、施設の異常、土砂の堆積状況の把握に努めるとともに、必要な箇所においては、護岸の修繕や河床掘削、流木の除去等を行い、正常な河川機能の維持に努める。
- 河川モニター等、地域住民との連携を図りながら、不法投棄等の抑止、早期発見、河川管理施設等の異常及び水量、水質の監視に努め、適正な維持管理を行う。
- 河川愛護団体などの住民による河川愛護活動を支援することにより、住民参加による河川環境の保全を推進する。
- 古谷ダム及び余地ダムについては、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設を常に良好に保つため、必要な計測・点検を行うとともに必要に応じダム施設等の更新を行う。

第4章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

◆河川情報の提供に関する事項

- 雨量・水位情報をリアルタイムで収集し、関係機関に情報提供することにより、水防活動等の支援を行う。
- 関係町村と連携して浸水想定区域・各種防災情報を記載した洪水ハザードマップの作成を推進し、浸水時の被害の軽減を図る。
- 河川事業に関する情報提供については、パンフレットの配布やインターネットホームページ等を利用して、できる限り多くの住民を対象に実施し、理解を得るよう努力する。
- 水質事故、渇水被害等が発生した場合には、事故状況の把握、関係機関との情報の共有に努め、水質の監視、事故処理等について関係者及び関係機関と協力して行う。

◆地域や関係機関との連携等に関する事項

- 河川管理者と水防団の相互の協力体制を確立するよう努めるとともに、水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、河川管理者と水防団が協働して洪水時等の対応を行う。
- 治水上影響の大きい土地の改変を伴う開発行為については、関係機関と連携して流出量の低減に努める。
- 計画、施工から維持管理に至るすべての段階において、流域に居住する住民や市町村等と連携を図り、地域ぐるみでの“川づくり”を目指していく。
- 地域住民、企業と関係町村とのパートナーシップによる河川美化活動・河川愛護活動の普及に努めるとともに、河川が環境教育の場として有効活用されるよう地域住民や地域の小中学校との連携を深めていく。